

和歌山県立

もん びよ かん

文書館だより

第26号 平成21年11月



南部街道

観音峠の観音像



切目川に沿う旧御坊街道
(国道425号の下上洞橋付近)

御坊街道

三里が峰の登山口上洞の休場

和歌山の街道5 南部街道と御坊街道

県道空白地帯

明治期、日高郡を通る県道は熊野街道・浜ノ瀬街道・比井街道・龍神街道の4路線でした。浜ノ瀬街道と比井街道はそれぞれ熊野街道から日高港・比井港への短い連絡道路であり、龍神街道も最奥の龍神村を通るだけなので、日高郡中央部には1本の県道もなかったことになりました。日高郡内陸部において幹線道路としての役割を果たしたのは、南部街道、御坊街道などの県費補助里道でした。

街道名のついた県費補助里道

明治16年度だけの6街道

明治16年7月、最初の県費補助里道に指定された22路線の中に日高郡奥地から沿岸都市部に通じる3路線がありました。南部街道、御坊街道、(虎ヶ峰越)龍神往來です。

県費補助里道は明治17年度からはすべて「往來」ですが、初年度の明治16年度に限っては南部街道と御坊街道の他にも日方街道・箕島街道・日置街道・朝來街道の4路線が「街道」でした。

名称だけの問題でもなさそうです。『和歌山県統計書』では他の県道とともに里程や幅員が記載されていたからです。「往來」では県統計書には載せてもくれませんでした。街道名がついた県費補助里道6路線については他の16路線と区別され、県道に準じた扱いとなっていたわけでは

日方街道は明治33年には県道に編入され、朝來街道は熊野中道(古座街道)の前身です。日置街道は日置川に沿って日置浦と市鹿野村を結ぶ重要路線であり、早月谷川から大月峠を越える箕島街道はやがて保田街道(現国道480号)に取って代わられますが、当時有田川河口と八幡村を結ぶ幹線ルートでした。

『和歌山県統計書』明治17年版によると、南部街道は龍神村―2里6町―広井原村―2里8町―西村―1里25町―柳瀬村―2里7町―清川村―3里22町―南部駅の計11里32町で、御坊街道は柳瀬村―3里11町―上洞村―1里22町―小原村―2里21町―印南原村―2里25町―御坊村の計9里



南部川と芳養谷の分水嶺大穂手峰



上洞の大垣内から三里が峰

24町でした。二つの街道で荷車・牛車が通れる区間は印南原村―御坊村の2里25町だけで、他はすべて人馬道でした。

大穂手越え

南部街道は龍神村を起点に日高川沿いに下り、中山路村下柳瀬の日高川曲流部の小高い峠(標高310m)から尾根伝いに西進し切目辻(479m)まで標高を上げ、

いったん南部川源流部の清川村軽井川(160m)に下ってから、また大穂手越え(451m)



切目辻トンネル

明治期、南部往來時代の切目辻は現在の国道424号切目辻トンネルの真上の鞍部(標高460m)ではなく、稜線伝いに西へ400m行った峠(標高479m)でした。新たに龍神街道となった大正期、牛車道への改修の過程で路線変更され、切目辻も現在地に移行したのです。

があります。

南部街道の南部・清川間のルートは現在の国道424号からは想像もつかない尾根道でした。地元の小学校副読本にも紹介されている大穂手古道のことです。

大穂手峰は芳養谷と南部川の分水嶺で、南部街道は日高郡と西牟婁郡を分ける稜線近くを通り、清川から南部までほぼ直線の最短コースで結んでいました。大穂手越えは清川側と上南部側に急坂があります。登り切ったからは、アップダウンの少ない比較的平坦な人馬道でした。この尾根づたいに民家はなく、いわゆる生活道路ではありません。産業道路という色合いが強い人馬による物資運搬ルートでした。

南部からは米や日用品が、龍神・山路・清川からはしいたけ・木炭などの林産物が大穂手越えで運ばれました。輸送の主役は小荷駄馬でした。

歴史の道

日高郡で街道名のついたもう一つの県費補助里道は御坊街道です。御坊街道は



観音峠（標高347m）から南部方面
南部街道の上南部側ではふもとの根笹から観音峠までが急勾配で、登り切ったあとは平坦な大穂手峰への尾根道でした。

観音峠から南部方面
南部街道の上南部側ではふもとの根笹から観音峠までが急勾配で、登り切ったあとは平坦な大穂手峰への尾根道でした。

三里が峰の尾根道は『紀伊名所図会』のなかで、大塔宮護良親王の切目王子から

川沿いの道 瀧通り

明治16年当初は22路線でスタートした
県費補助里道は、明治期を通じて増加し
続け、明治36年には90路線に達し、日高
郡奥地を通る補助里道も当初の3路線か
ら日高郡の道路図のとおり10路線とな
りました。

ら十津川までの逃避ルートとされていま
す。鎌倉幕府を崩壊に導いた護良親王は
武勇に長けた乱世の英雄で、県内では果
無山脈越えの伝説も残されています。
歴史ロマンに満ちた古道・御坊街道も
人馬による物資輸送では南部街道に遅れ
をとることになりました。南部街道のう
ち柳瀬・南部間は5里29町に対して、御
坊街道（柳瀬―御坊）は9里24町と4里
も長かったためです。また、南部街道で
は、いったん清川村に下るといっても、
清川村自体は南部と山路・龍神間の物資
輸送の中継基地でした。晩稲・熊岡など
上南部側の輸送業者も荷は清川村で山
路・龍神側の業者に引継ぎました。一日
かけて大穂手越えを往復するのです。距
離的にも決して無理な行程でなく、清川
村では人馬とも十分な休息がとれたもの
と考えられます。



- (1) 明治28年県令第44号「和歌山県土木規則」（谷口秀峰編『和歌山県現行法規』坤卷（明治36年6月）および大日本帝国陸地測量部1/5万地形図「御坊」「動木」「船津」「龍神」「田辺」（測図：明治44年、製版：大正2年「御坊」・大正3年「船津」「龍神」「田辺」・大正5年「動木」）をもとに作成
- (2) 県道
熊野街道
浜ノ瀬街道
比井街道
龍神街道
- (3) 県費補助里道
大穂手越瀧通南部往来（南部街道）
御坊往来（御坊街道）
虎ヶ峰越龍神往来
梅津呂越龍神往来
二澤越龍神往来
- 河南龍神往来
小家川又越切目川往来
宇井苔龍神往来
新子越六里峰龍神往来
山路往来

瀧通の南部川ルートがいつ南部往来に
組み込まれたのでしょうか。
南部川溪谷に瀧・広野・嶋之瀬などの
集落が点在しています。上南部誌（昭和
38年）によれば、昼なお暗い川沿いの狭
い道が明治22年8月水害で破壊されたと
あります。この復旧事業の過程で遅くと
も、明治28年の県土木規則制定時まで
は補助里道になったものと思われま
す。この道は「大穂手越」とは違い、南部川

溪谷の村々をつなぐ生活道路でもありま
した。
とはいえ、「瀧通」は「大穂手越」に
比べて遠回りな上に、曲がりくねった南
部川に沿っているので距離的な口はさ
らに大きくなりました。清川・南部間
は大穂手ルートなら3里22町ですが、瀧
通ルートでは6里にはなっていたのでし
ょう。人馬の長距離の移動は南部街道
（「大穂手越南部往来」の独壇場でした。

梅津呂越え

道路図にあるように、龍神―南部の道は大穂手越瀧通南部往来だけですが、龍神―御坊は御坊往来（旧御坊街道）の他にも梅津呂越龍神往来・河南龍神往来と2路線ありました。

梅津呂越龍神往来は南部街道など明治16年度からの3路線について早い翌年度からの補助里道でした。御坊から寒川村串本まではおおむね日高川沿いに東上し、ここで日高川本流を離れ、糠崩峠から支流寒川谷に入り梅津呂越えで龍神村湯ノ又に通じる路線でした。したがって梅津呂越龍神往来は日高川が激しく蛇行しながら南下している上山路村・中山路村・下山路村を通過していません。日高川沿いに下山路村から中山路村へ行くには河南龍神往来となります。

梅津呂越龍神往来・河南龍神往来とは



旧寒川村の役場があった土居地区

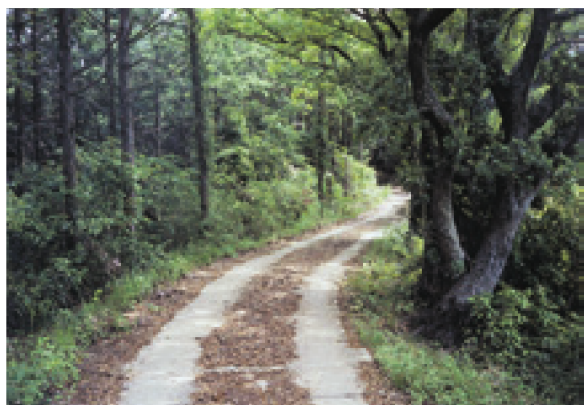


日高川（上越方から川原河）

もに日高川本流・支流の集落を結ぶ四通八達の幹線道路でした。しかし、人馬しか通れない道路状態の悪さを別にして、龍神・山路・寒川と御坊を結ぶ産業道路としては御坊往来以上に距離が遠すぎました。

新龍神街道
尾根道と沢道

和歌山県では明治期を通じて道路事情は近世と大差なく、道といえば人や牛馬が歩くためのものでした。市街地や大和街道・淡路街道など一部の幹線道路を除いて、荷車・牛車・馬力が行き来できる車道（幅員1間半以上）への改修は遅々として進みませんでした。車道といっても人や牛馬が荷物を満載した台車を引く張る道であり、その勾配条件（成るべく1/20以下）は自動車を通る現在の道路とは比べものにならないほど重要な条件でした。



農道となっている南部街道大穂手越え

市街地や平地では車道と人道にルート面でのちがいはありませんが、山間部では一変します。一般的に人道は少々の高低差はあっても最短ルートをとるため、いきなり尾根にとりつき、登り詰めてからはそのまま尾根筋を進んでいきます。言うまでもありませんが、尾根道のほうが維持管理が楽で、歩くのも快適でした。土壌の養分や水分が豊富な谷筋は植物の生育に適しており、人馬の往来が途絶えるとたちまち草木が繁茂しますが、尾根筋の踏み跡は容易に消え去りません。ヘビ・マムシ・ヒルといった生き物も谷筋に多く棲息しています。

産業・経済の発展により、大量の物資輸送が求められる中、明治期も終わりに近づいて、人の肩と馬の背に変わってようやく荷車・牛車・馬力が物資輸送の主役になりつつありました。



旧中山路村柳瀬の日浦地区
南部街道（大穂手越瀧通南部往来）時代の山路側から切目辻への登り口

車道は勾配が緩い間はできるだけ沢道を上り詰め、最後の急勾配区間はつづら折れで峠に達します。そのため、山間部での人道から車道への改修は完全なルート変更となることも決して希ではありません。登ってしまえば快適で、距離も短縮できる尾根道ですが、両端の急勾配は、車道化困難なため、牛車・馬力の普及とともに、尾根道から沢道への転換がおこりました。

大穂手越えから瀧通りへ

明治45年6月の和歌山県道路規則で県費補助里道という道路資格は廃止され、90路線もあつた県内の県費補助里道のほとんどはたの里道とされました。龍神・山路・寒川地区でも全線が県費支弁里道に昇格したのは南部往来だけでした。虎ヶ峰越龍神往来のうち田辺町―秋津川村が県費支弁里道「秋津川街道」（2里29町）、梅津呂越龍神往来も御坊町―川上村川原河が県費支弁里道「御坊街道」



南部川(旧清川村)
瀧通南部往来は南部川に沿う狭い道でした

(7里15町)となりましたが、御坊往来(旧御坊街道)など他の7路線はことごとく一般里道とされました。
南部往来は県費支弁里道に昇格するとともに、明治期の県道龍神街道(和歌山市―龍神村16里32町)に変わって、新たに「龍神街道」と命名されました。なお、もとの龍神街道は明治45年道路規則により、一部が県道「伊太祈曽街道」(和歌山市―西山東村2里19町)となり、残りの区間のうち八幡村までは県費支弁里道「動木街道」と「清水街道」に分けられ、最後の城ヶ森越え(八幡村―龍神村)は一般里道とされました。
新龍神街道は、南部街道といわれた「大穂手越」ではなく「瀧通」南部往来のほうでした。人馬道としては理想的な最短ルートの大穂手越も清川側と上南部側の急勾配がある限り車道改修が困難だったからです。

和歌山県統計書では大正4年度以降の県費支弁道路(国道・県道・県費支弁里道)ごとの道路橋梁費決算額が載せられています。
大正9年道路法が施行されるまでの龍神街道時代の5年間(大正4年度〜大正8年度)の決算額合計は65,856円となり、県費支弁里道全体(282,610円)の23・3%を占めています。たしかに龍神街道は長距離路線(15里31町)ですが、距離に比例して額が大きくなっただけではありません。龍神街道の長さは県費支弁里道全31路線(総延長117里3町)の14%足らずでした。

和歌山県統計書では大正4年度以降の県費支弁道路(国道・県道・県費支弁里道)ごとの道路橋梁費決算額が載せられています。
大正9年道路法が施行されるまでの龍神街道時代の5年間(大正4年度〜大正8年度)の決算額合計は65,856円となり、県費支弁里道全体(282,610円)の23・3%を占めています。たしかに龍神街道は長距離路線(15里31町)ですが、距離に比例して額が大きくなっただけではありません。龍神街道の長さは県費支弁里道全31路線(総延長117里3町)の14%足らずでした。

日高川の電源開発と紀南索道

大正時代の龍神街道は日高川奥地から沿岸部に通じる随一の大動脈として、精力的に改修が進められたわけですが、中山路村柳瀬に大正6年から3年がかりで竣工した柳瀬発電所建設にかかわる大量の資材搬送に迫られたことも改修を急がせた要因のひとつでしょう。



柳瀬発電所の取水ダム

水路式発電では、導水路へ水を引きこむため小規模な取水ダムが設けられます。ダム式発電やダム水路式発電では一般に、大規模な貯水ダムとなります。



柳瀬発電所(詳しくは次頁のコラム)

日高川と会津川の電源開発はこの地域の道路交通や経済活動に大きな影響を与えることになりました。
秋津川水電とこの柳瀬発電所の電力を使って、大正10年3月から営業が開始された紀南索道(新庄村文里港―下秋津村―稲成村―上芳養村―清川村―中山路村―下柳瀬(―下山路村福井)―中山路村上柳瀬 26・6 Km)に物資輸送が奪われ、龍神・山路地方は南部から田辺の经济圈に移行することになりました。紀南索道は龍神街道と秋津川街道の中間の稲成谷・芳養谷を通り、清川村名之内から桃の川越えで下柳瀬に至るルートでした。

大正9年4月道路法施行により龍神街道は県道中山路南部線となり、大正12年4月郡



切目川溪谷の棚田

明治期、切目川に沿って小家川又越切目川往来が源流の唐尾峠まで通じていました。とくに脇の谷から上洞の休場までは御坊往来が重複する重要路線でした。

切目川は真妻山脈と三里が峰・行者山脈に挟まれた溪谷を曲がりくねって流れる河川で、流域面積のわりには34Kmと長い河川で、県内では富田川につぐ8番目の長さです。

制廃止に伴い県道龍神南部線となりました。物資輸送の主役は紀南索道に譲ったものの、ようやく普及し始めた乗合自動車運行をにらんで改修は続きます。昭和期には、龍神南部線など沿岸部から内陸部への長距離路線は、県当局や県会から特に「肋骨線」と称され、国道(旧孝子街道・旧大和街道)、県道甲号線(旧熊野街道)につぐ重要路線と位置づけられました。
三里が峰越えから川又越えへ
もともと南部街道ほど人馬の往来がなかった三里が峰越えの旧御坊街道は大正期にはさらに人通りが少なくなり、尾根道から沢道への転換の過程で、県費補助里道としては廃止されたはずの小家川又越切目川往来に取って代わられました。
小家川又越切目川往来は切目川河口の切目村西ノ地から切目川溪谷を登りつめる沢道で、唐尾峠(標高510m)を越え日高川沿いの下山路村小家を経て寒川村の



寒川神社(旧寒川村土居)

高野・土居に至る道でした。寒川村中心部から切目・印南・御坊への最短ルートとして、大正期に入って沿線の寒川村・下山路村・眞妻村が牛車道への改修に取り組み、大正12年4月に県道「眞妻印南線」、昭和3年9月には県道「寒川印南線」となり、小川又越切目川往來は県道として完全復活しました。小川又越切目川往來は、おおむね現在の国道425号と重なっています。

本記事は、『和歌山県統計書』各年版、谷口秀峰編『和歌山県現行法規』近坤巻、『和歌山県史』近現代史料2・3、『日高郡誌』続日高郡誌上巻、『田辺市史』第三巻、『美山村史』通史編下巻、『龍神村誌』下巻、『上南部誌』等を参考にしました。

(森脇 義夫)

日高川の電源開発

水路式発電

日高川(流域面積652km²、幹川流路延長127km)は、流域面積、長さとも熊野川(2,360km²、183km)、紀ノ川(1,660km²、136km)に次ぐ県下第3位の大河です。

著しい穿入蛇行が特色の日高川には、明治末期から昭和初期にかけて6つの水力発電所がつくられ、関西では京都府の宇治川につぐ電源開発河川でした。

明治40年の和歌山水力電気(株)による越方発電所(最大出力1,000kW)をかわきりに、大正7年の高津尾発電所(4,500kW)、日高川水力電気(株)による大正8年の柳瀬発電所(1,800kW)、大正14年の甲斐ノ川発電所(1,150kW)、京阪電鉄による大正13年の船津発電所(750kW)、昭和4年の五味発電所(1,400kW)です。

黒島滝の落差をそのまま使った小規模なダム式発電の船津発電所を除き、いずれも日高川の曲流部の上流側に小さな取水ダムを作り、水路トンネルでショートカットして、発電に必要な落差を獲得した水路式発電でした。

柳瀬発電所

柳瀬発電所は、高さ5.7mの小規模な取水堰堤で日高川の水を取り入れ、588mの水路トンネルを通して39mの落差により発電しました。取水口から発電所までの本来の日高川流路延長は激しく曲がりくねっているため7kmを越え、この間には日高川の筏師を苦しめた急流「栓皮の滝」もあります。

柳瀬発電所は設備・使用水量とも開設当時からこれまで大きな変化がなく、現在(使用水量6.9m³/s、最大出力2,200kW)では決して大きな発電所ではありません。

日高川ではありませんが、柳瀬発電所とともに紀南索道に送電した大正7年7月竣工の秋津川水電川中口発電所はこれとは対照的な発電所です。右会津川のほぼ直線的な流路での発電なため、流路延長と大差ない2kmを越える長い水路となり工事費も高くなりました。取水口と発電所の間に名勝奇絶峡を挟む急勾配区間だけあって、有効落差は100m近く採れましたが、小河川で使用水量も限られたため、最大出力はわずか120kWでした。

越方発電所

全国的にも最も効率的な水路式発電は越方発電所です。川上村の中心部川原河で日高川が大きく膨らみ、上流側の浅間と下流側の上越方で日高川がくっつくほどくびれた箇所トンネルを掘ったもので、これ以上ない発電所の適地でした。明治40年に完成したように、日高川でも真っ先に発電所として目を付けられたのも当然でした。

昭和28年の7.18水害で被災したのを機に、設備等を一新して昭和31年12月には最大出力5,240kW(使用水量22.8m³/s)として復興しました。川原河を流れる本来の流路は6kmを越えますが、わずか145mの水路トンネルで27mの有効落差を獲得しました。

県内第2の水力発電

高津尾発電所も柳瀬や越方と同様、日高川の大蛇行を巧みに利用した発電所です。上田原地区の取水堰堤(高さ5.5m)から高津尾の発電所まで15kmを越える長大な穿入蛇行を使ったもので、トンネルも含めた導水路延長は2,207mと日高川では最もスケールの大きい水路式発電です。

明治40年の完成以来すでに100年間にわたって発電しつづけている越方発電所をはじめ日高川の6つの発電所は、昭和63年の椿山ダムで冠水した五味発電所を除いて今も現役です。とくに高津尾発電所は平成11年に発電機等を更新し、最大出力は14,500kWとなり、椿山ダムによる美山発電所(最大出力11,400kW)を上回り、県内では日置川の合川ダムによる殿山発電所(15,000kW)に迫る出力です。

このコラムは関西電力和歌山支店「WingWakayama」2008、関西電力新高津尾水力発電所建設所「新高津尾水力発電所新設工事の軌跡」等を参考にしました。



新高津尾発電所



水路トンネルの出口と尾曾谷水槽

上田原地区の取水堰堤で引き込んだ日高川の水を川沿いの水路と下田原からの螻蛄峠直下の水路トンネル(約1km)によりこの尾曾谷水槽に集め、ここから51mの有効落差により発電します。

また、使用水量の増量(14.4→32.0m³/s)が許可され、平成9年6月から2本目の水路トンネル(上田原-尾曾谷水槽2,126m)を掘り、水車・発電機等を更新し、平成11年7月からは新高津尾発電所として、最大出力は従来の5,800kWから2.5倍の14,500kWとなりました。

川合小梅は嘉永七年の大地震を記録していた

見つかった幻の記録

紀州藩校学習館の督学（学長）、川合梅所の妻で『小梅日記』（以下『日記』という）の著者として知られている川合小梅は『日記』のほかにも多数の『雑記』を残していたことはあまり知られていないのではないだろうか。現在、私たちが目にする『日記』は天保八年（一八三七）から明治一八年（一八八五）までの約五〇年間の内の十六年分（『和歌山県史 史料編二』及び『東洋文庫』256・268・284）のものであるが、昭和十四年十一月に県立図書館で展覧された際の『日記』は、天保十三・弘化四・嘉永二・四・五・六・安政四・七・万延元・文久三・慶応二年のものでした。『東洋文庫』に収載された嘉永二・四・六年だけが重複していますが、前掲のもの併せてみると二六年分が残存していたことになりす。それらの中にも嘉永七年（一八五四、十一月二七日「安政」と改元）の『日記』は含まれていません。

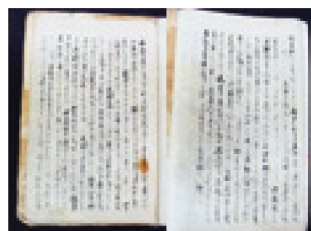
「生きたる心地せず」

嘉永七寅十一月四日五ツ過地震大ニゆり候二付はたしにて裏へにけ出。急西ノ屋根ぐすれ瓦落る。誠ニおそろしくあきれいたる時凡多葉こ五六ふくの間に。雄輔万二郎等外山ノ帰りがけ道二丁歩行ノ間ノよし。やかた町ニ而女ら走り出互ひニ手を取合こけぬ用心せしとの事。大ニ恐れ居たるに、翌五日七ツ過大地震久しくゆる。庭へはせ出候。昨日よりはげしく立居る事不成。木を取付居る内二階の瓦落る音ニおとろく内、ひさしやね崩る。大ほうの如き音七八声ひびく。何共不分。始ハ雷鳴と思ひ、空ハ真黒ニしてすさまじく天地之大変ト生たる心地なし。只神仏ノ御名をとなへおそれいるうちややく止。此度ハ昨日■十そうはい、暮六ツ過又ゆり四ツ比四日ノ朝ぐらい。近所ノ家くすれたをるゝ音に心もきゆることく。庭ニて一夜をあかす。夕飯未こしらへされハ、此処へこんろ土ひん持来るに、たゝ入事おそろしく早々取来る。皆一カ処へ寄つたふてふとんの上ニ寄かゝりいぬる間なく明けり。朝迄二五六度。

六日朝人々来り咄しを聞に昨夕ひかた黒江辺へ津波上り、屋根迄つかり、波二引レ行候。大成石橋流れ、或ハたんの引出しへ魚類入たりト言。雷鳴力地なりと聞たる七八声ハ波の音にてありしとの事。

伝法橋くいへ大成船ともこみ合われ、筏の上へ舟打上。廿四五艘も込入もみ合トきく。又三部下と云川原へ二三百石位の舟川原ニすわり有之。とふして来りしや不知。大勢してうこかすに中々不動。人力のおよぶ所にあらず。梶も折大ニ破そんなるよし也。畑ハさけて内よりとこ土はみ出たるよし。

川近辺ノ人ハ舟の内へにけ入候処、かのつなミにて又舟二居かたく、又上り、併老人子供ハ思ふやうに得うこかす。



『雑記入交』の地震・津波記録

なく声かしましく、又老人と子を見うしなひしとて、あわてさかす者も有。併是らハ幸二たすかりし由さまさま成へし。

嘉永七年の日記はあった

実はこの年の十一月四日から六日まで駿河・遠江・伊豆・相模を中心とする東海と、土佐を中心とする南海の大地震・津波がほぼ同時に発生しています。いわゆる「安政の大地震」と呼ばれる地震群の一つです。

この地震の震度はM8.4と推定されていますから、小梅が震え上がって家の中に入ることすら恐ろしくなった、という気持ちはよく領けます。さて、ここで言う「五ツ過」というのは、『田辺町大帳』では「朝辰の中刻」と記されていますので、この時期であれば大体朝の八時から九時

前後に第一波が伝わったということなのでしようが、この地震は『新収日本地震史料 第五巻別巻五一一・二』によれば、近畿各地に同時に伝わったことが分かります。また、同書によれば、この津波は大坂湾を北上して、木津川・安治川に達しています。また、さらに九州地方までほぼ同時に伝わっていた様でもあります。

小梅によるこの記録は、その地震群の中でも非常に多くの記録が残されている『安政の東南海地震（『新収日本地震史料』第五巻別巻五による呼称）の記録ですが、他のもののほとんどが半ば公的な記録であったり、後からの懐旧談であるのに対して、これはまさに、ほぼ同時に記されたものであり、その規模の大きさや小梅自身の心理の動きまでをなまなましく伝えており、本当に臨場感にあふれた記録であり、非常に貴重なものと言えます。

東海の大震災も余震が続いたことがさまざまな史料に見られますが、南海の地震も『田辺町大帳』外によって、すさまじい余震があったことが手に取るように分かる記録が残されています。

ただ、この記録は十一月四日から六日までの惨状を克明に記していますが、通常の『日記』に記されるその日の天候に関する記号が見えないことから、これは何等かの理由から小梅自身が嘉永七年の『日記』から抜き出したものとしか考えられませんか。ということは、嘉永七年の『日記』は明治十年時点ではまだ残っていたということになります。このことも新しい発見であります。（須山高明）

古文書講座

今年度の古文書講座は、「入門・初級者向け」として午前中に三回、「初級・中級者向け」として午後五回、きのくに志学館講義・研修室で開催しました。各回とも当館収蔵の古文書を講座資料として使い、その読解の練習をしていただきました。

また、古文書に示された当時の時代背景や生活についても解説しました。

「入門・初級者向け」講座には、延べ二一九名の出席があり、「初級・中級者向け」は、延べ二九九名の出席でした。

各回とも、当館の遊佐教寛研究員が講師を務めました。各回の講座内容は、次のとおりです。

入門・初級者向け		「御賞願い」 <small>(おほほめ)</small>
第一回	七月二五日(土)	病難の旅人救助
第二回	八月一日(土)	病難の旅人救助
第三回	八月八日(土)	病難の旅人救助
初級・中級者向け		「商い争論」 <small>(かまじぎ)</small>
第一回	七月二五日(土)	軽業興行宿料滞り
第二回	八月一日(土)	軽業興行宿料滞り
第三回	八月八日(土)	軽業興行宿料滞り
第四回	八月二九日(土)	干鯛拝借銀不調法
第五回	九月五日(土)	干鯛拝借銀不調法

「入門・初級者向け」アンケートより抜粋

- ・ 釈文、読み下し文に番号がふられているので理解しやすかったです。
- ・ 今回は三回の講座であったが、もっと多く聞いてほしい。(複数回答あり)
- ・ 書を通じて故人との会話が出来る最高の

- ・ ぜひいたくと思えます。
- ・ 市井の人々の暮らしぶり、考え方がうかがえる史料にあたり、興味をもつて読書の勉強ができました。

「初級・中級者向け」アンケートより抜粋

- ・ 古文書を読み解くだけでなく古文書の時代背景の説明もあり歴史的興味も理解できる内容であった。
- ・ 江戸時代、知ってるつもりで実は全く知らない。面を聞かせていただき、「目からうろこ」のことがたくさんありました。
- ・ 歴史書では書かれていない、生の生活史にふれて非常に面白く、楽しく受講させていいただきました。
- ・ 賃借・売買取引の人間関係が複雑にして微妙な表現のため、わかりにくい内容がありました。自学自習して深めたいと思います。
- ・ たんなる情報伝達のための内容にとどまらず、発信者の心情の機微に触れるものの解説があり面白かった。
- ・ くずし方にパターンがあるなど、よくわかりました。解説も敬語、ていねい語の使い方などで身がわかる事など勉強になりました。



文書館の利用案内

■ 利用方法



◆ 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を探し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆ 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

■ 開館時間

- ◆ 火曜日～金曜日
午前10時～午後6時
- ◆ 土・日曜日・祝日及び振替休日
午前10時～午後5時

■ 休館日

- ◆ 月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)
- ◆ 年末年始 12月29日～1月3日
- ◆ 館内整理日
・ 1月4日
(月曜日のときは、5日)
- ・ 2月～12月第2木曜日

◆ 特別整理期間 10日間(年1回)

■ 交通のご案内

- ◆ JR和歌山駅からバスで20分
- ◆ 南海電鉄和歌山市駅からバスで20分
- ◆ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス
<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第26号

平成21年11月30日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
〒641-1005
和歌山市西高松一丁目七三三八
きのくに志学館内
電話 ○七三三四三六九五四
FAX ○七三三四三六九五四
印刷 株式会社ウイング